

令和4年度

第11回一宮市農業委員会総会

議 事 録

と き：令和5年2月28日（火）

ところ：一宮市役所木曽川庁舎3階

第3研修室

一宮市農業委員会

一宮市農業委員会 第11回総会 議事録

令和5年2月28日（火）開催

<議事日程>

日程第1 議事録署名者の選出について

日程第2

第1号議案 一宮市農業委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正案について

第2号議案 一宮市農業委員会に係る一宮行政手続法等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則案について

第3号議案 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の廃止について

日程第2 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請許可決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請意見決定について

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について

議案第4号 農用地利用集積計画決定について

議案第5号 農用地利用配分計画案について

日程第3 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について

報告第3号 現況証明報告について

報告第4号 一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について

<出席委員>

（農業委員：19名）

1 番	山内	磨砂樹	2 番	浅野	豊久
3 番	坂井	利弘	4 番	本多	幸信
5 番	伊藤	真澄	6 番	服田	裕二
7 番	森下	重信	8 番	戸松	勲
9 番	河邊	直喜	10 番	加藤	和敏
11 番	大橋	源一郎	12 番	稲垣	哲夫
13 番	伊藤	真由美	14 番	野田	正広
15 番	浅野	富士男	16 番	武田	金之
17 番	成瀬	宏満	18 番	杉本	ひろ子

19番 江寄 正雄

(農地利用最適化推進委員：16名)

1番 木村 光男

2番 今井 賢次

3番 鷺津 富夫

4番 蟹江 勇夫

5番 大嶋 茂

6番 柴山 守男

7番 野田 義隆

8番 吉田 善政

9番 (欠席)

10番 花木 定信

11番 山中 政勝

12番 安藤 均

13番 夫馬 政義

14番 川合 一

15番 高橋 紘治

16番 後藤 守

17番 菱川 善也

<欠席委員>

(農地利用最適化推進委員：1名)

9番 土川 猛司

<事務局>

事務局長 加藤 勝明

専任課長 角田 篤彦

課長補佐 藤原 美乃里

主 査 神尾 伊吹

開 会 (午後2時00分)

【加藤事務局長】

皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまより「令和4年度第11回目の農業委員会」を開催させていただきます。

はじめに浅野会長さんより、ごあいさつをいただきますので、よろしくお願いいたします。

【浅野会長】

あいさつ

【加藤事務局長】

この後、総会を開催しますが、総会の議長につきましては、「一宮市農業委員会総会会議規則」第5条の2の規定に基づき、会長が総会の議長となっておりますので、以後の議事の取り回しについて、会長さん、よろしくお願いいたします。

開 会（午後２時０８分）

【浅野議長】

それでは、ただいまから、第１１回総会を開催いたします。本日の出席委員は、１９名中１８名出席ですので、会議は成立しております。お手元に配布しております次第に従いまして会議を進めさせていただきます。

はじめに、日程第１「議事録署名者の選出について」をお願いいたします。慣例に従いまして、私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議 場 [異議なしの声]

【浅野議長】

異議なしとのことですので、私から指名させていただきます。８番 戸松勲委員さん、９番 河邊直喜委員さんのご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第２を議題とします。はじめに、第１号議案「一宮市農業委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正案について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

第１号議案についてご説明申し上げます。

第１号議案は、一宮市農業委員会の保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正についてです。

この規則の改正につきましては、国にて令和３年９月１日に施行された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、国の「個人情報の保護に関する法律」が改正され、令和５年４月１日に施行されます。それに伴い市の条例も従来の「一宮市個人情報保護条例」を廃止し、新たに「一宮市個人情報保護法施行条例」を施行します。そのため、当農業委員会も市の新しい条例を準用するために規則の変更を行うものです。

主な改正点は、従来の国の個人情報保護法は、県や市といった地方公共団体は法の対象になっておらず、各自治体が独自に条例規則を定めていました。これを一本化し、国、地方公共団体、民間事業者、全てが同じ法の規律によって個人情報を取り扱うことになったという点です。説明は以上でございます。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第1号議案「一宮市農業委員会の保有する個人情報保護等に関する規則の一部改正案について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、第2号議案「一宮市農業委員会に係る一宮行政手続法等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則案について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

第2号議案についてご説明申し上げます。

第2号議案は、一宮市農業委員会に係る一宮市行政手続等における情報通信技術の利用に関する条例施行規則についてです。この議案につきましては、当農業委員会にて新たに施行規則を定めるものです。令和元年12月に国より「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（通称デジタル手続法）が施行され、現在、行政手続きのオンライン化が急速にすすめられております。法を受け、一宮市でも書類の申請や通知等のオンライン化に対応するための条例の改正が進められています。それを受け、当農業委員会でも市と同様にオンライン申請、通知等を可能としていくため、市の条例施行規則の規定を準用するという規則を定めることとなりました。説明は以上でございます。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第2号議案「一宮市農業委員会に係る一宮行政手続法等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則案について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、第3号議案「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の廃止について」を議題といたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

第3号議案についてご説明させていただきます。はじめに、概要についてご説明させていただきますので、別紙の資料をご覧ください。

「法改正に伴う農地法第3条許可の判断基準について」でございます。改正前と改正後の許可基準が記載されておりますが、農地法第3条の規定により、農地の売買・貸し借りなどの権利を取得をするには、農業委員会の許可が必要となります。この許可を得るための要件の一つに、「許可後の耕作面積が下限面積以上」になることが要件にあり、本市では下限面積を20アールに設定しています。この度、農地法の一部が改正され、農地の権利取得にあたっての「下限面積要件」が廃止されることとなり、令和5年4月1日から施行されます。施行日以降は、「改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積（下限面積）の要件は、適用されなくなることから廃止する」ものです。なお、今般の改正後においても、下限面積要件以外の要件は、引き続き継続となりますので、委員の皆様には、慎重なる審査をお願いいたします。

それでは、第3号議案「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の廃止について」説明をさせていただきます。提案理由といたしましては、農地法第3条第2項第5号では、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域の全部又は一部についてこれらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積として設定できることとされています。

この農地法第3条第2項第5号については、農業経営基盤強化促進法等の一

部を改正する法律第5条の規定により削除されることとなり、改正法の施行日である令和5年4月1日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積（下限面積）の要件は、適用されなくなることから廃止するものです。

1. 下限面積（別段の面積）は、「市内全域で20アール」を「廃止」する。
2. 適用開始日は、令和5年4月1日です。説明は以上ございます。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、第3号議案「農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）の廃止について」は、原案どおり可決・決定することといたします。

続きまして、日程第3「提出議案」を議題とします。はじめに、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請許可決定について」を議題といたします。

【神尾主査】

事前に郵送いたしました表紙の右肩に提出議案と書いてあります冊子をご覧ください。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

議案第1号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第3条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転6件です。詳細は、2ページから3ページとなります。

48番につきましては、家族間の贈与により所有権を移転されるものです。49番、50番につきましては、経営の効率化を図るため、お互いに所有権を移転されるものです。51番につきましては、経営拡大のため所有権を移転されるものです。52番につきましては、特定遺贈により所有権を移転されるものです。3ページの53番につきましては、家族間の贈与により所有権を移転されるものです。

以上、農地法第3条許可6件につきまして、農地法上の許可要件をすべて満たしており、また担当農業委員さんに事前に議案を送付し、現地調査を行っていただきましたが、問題等の報告は受けておりません。以後の議案の案件につきましても同様です。宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第1号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請意見決定について」、を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の4ページをご覧ください。

議案第2号について、ご説明申し上げます。本案は、農地法第5条の規定による許可申請です。申請内容は、所有権移転13件、賃借権設定6件、使用貸借権設定4件です。詳細は、5ページから9ページとなります。

5ページの235番 から6ページの243番につきましては、分家住宅を建築するものです。つづきまして、244番から7ページの246番につきましては、物流施設を建築するものです。以上、12件の都市計画法上の許可につきましては、いずれも建築指導課と調整済みです。つづきまして、247番から8ページの252番につきましては、駐車場253番 につきましては、駐車場兼資材置場254番から9ページの256番につきましては、資材置場257番につきましては、車両置場として利用されるものです。立地基準である農地区分につきましては、各案件右端の備考欄下段に記載されているとおりです。

以上、農地法５条許可２３件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

【大橋委員】

２４４番から２４６番の３件は、地域計画を立てて、農振除外をして、物流施設を建設されるものですが、このような大型施設の開発予定は他にもあるのでしょうか。

【加藤事務局長】

大型の物流施設などの開発計画の相談は、農業振興課、農業委員会事務局には時々相談がありますが、現在のところ、農業委員会にご報告できる案件はございません。

【大橋委員】

わかりました。

【浅野議長】

他にご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

他にご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第２号については、原案どおり一宮市長に進達することといたします。

次に、議案第３号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の１０ページをご覧ください。

議案第３号について、ご説明申し上げます。本案は、相続税の納税猶予に関する適格者証明願決定についてです。

今月の申請は、１件です。詳細は、１１ページをご覧ください。

８番につきましては、被相続人が自ら耕作していた農地につきまして、相続人もまた、自ら耕作を続けるとのことで申請がなされています。

以上、相続税の納税猶予に関する適格者証明願１件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第３号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第４号「農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の１２ページをご覧ください。

議案第４号について、ご説明申し上げます。本案は、農用地利用集積計画決定についてです。詳細は、１３ページから１５ページとなります。

１番から１４番につきましては愛知県農地中間管理機構が、中間管理権の設定のため利用権の設定を行うものです。

以上、農用地利用集積計画につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第4号については、原案どおり可決・決定することといたします。

次に、議案第5号「農用地利用配分計画案について」を議題とします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

提出議案の16ページをご覧ください。

議案第5号について、ご説明申し上げます。本案は、農地利利用配分計画案についてです。詳細は、17ページから19ページとなります。

17ページの1番につきましては、4筆計1, 467㎡について、使用貸借権を設定されるものです。18ページをご覧ください。2番につきましては、2筆計1, 625㎡について、使用貸借権を設定されるものです。19ページをご覧ください。3番につきましては、8筆計5, 396㎡について、賃借権を設定されるものです。

以上、農用地利用配分計画案3件につきまして、宜しくご審議のほどお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局より説明が終わりました。何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、本案に異議のない方は挙手をお願いします。

議 場 [挙手]

【浅野議長】

挙手全員と認めます。よって、議案第5号については、原案に対し異議なしとすることといたします。

【浅野議長】

次に、日程第3「報告事項」を議題とします。

- ・報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出受理報告について」
 - ・報告第3号「現況証明報告について」
 - ・報告第4号「一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告について」
- を一括上程いたします。事務局、説明願います。

【神尾主査】

それでは、事前に郵送いたしました表紙の右肩に報告事項と書いてあります冊子をご覧ください。報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げます。表紙をめくりまして、1ページをご覧ください。

報告第1号は、農地法第4条第1項第8号の規定による届出です。今月の報告は、2ページから3ページの6件です。つづきまして、4ページをご覧ください。報告第2号は、農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。今月の報告は、5ページから9ページの所有権移転19件、賃借権設定4件です。つづきまして、10ページをご覧ください。報告第3号は、現況証明報告です。今月の報告は、11ページの2件です。つづきまして、12ページをご覧ください。報告第4号は、一宮市等公共事業に伴う農地の一時利用報告についてです。今月の報告は、13ページの4件です。

以上、報告第1号から報告第4号まで一括してご報告申し上げました。宜しくお願いいたします。

【浅野議長】

ただいま、事務局の説明が終わりました。報告第1号から報告第4号について、何かご意見・ご質問等はございませんか。

議 場 [質疑なし]

【浅野議長】

別段ご意見もないようですので、報告第1号から報告第4号までご承認いただいたものといいたします。

【浅野議長】

それでは、以上をもちまして、本日の議案審議を終了します。

本日、皆様に配布しております、議案書2冊につきましては、自席に置いたままとして下さいますようお願いいたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございます。ありがとうございました。

閉 会（午後2時40分）

上記の議事の経過の要領及び結果を明確にするため、議事録署名者において署名する。

議 長 浅野 豊久

署名者 戸松 勲

署名者 河邊 直喜